

みんなで紡ぐ

人と自然が調和するまち
かりや

第 3 次

刈谷市環境基本計画

2025年度～2034年度

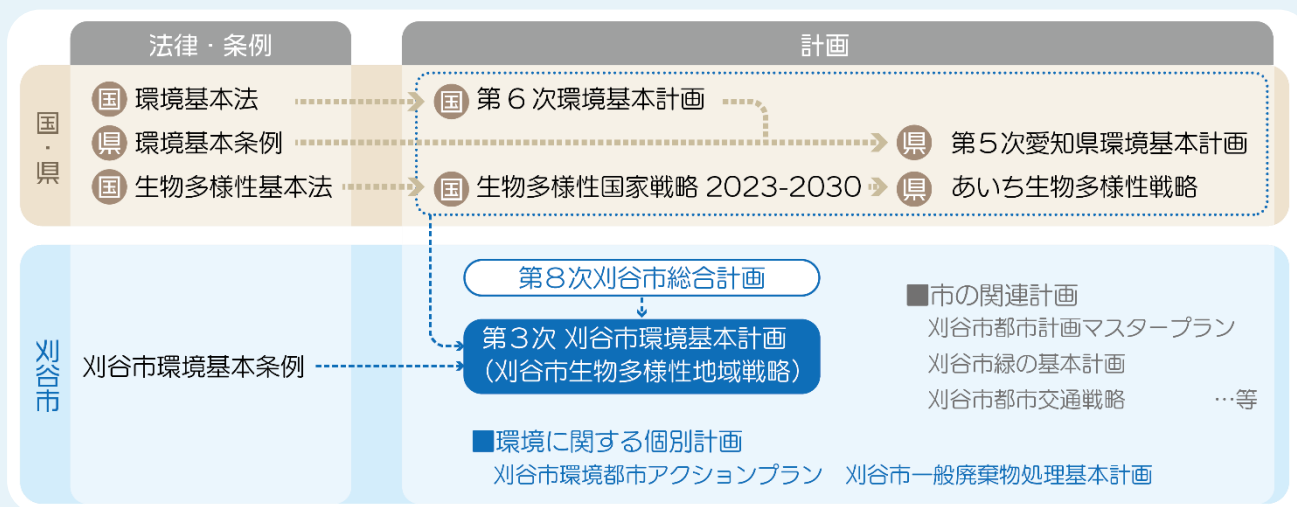
第3次刈谷市環境基本計画について

計画の目的

- 本市では、平成 26 年度（2014 年度）に「第 2 次刈谷市環境基本計画」（以下、第 2 次計画）を策定し、「持続可能な環境をみんなで紡ぐ産業文化都市」を環境将来像として掲げ、環境施策を推進してきました。
- 第 2 次計画の期間が令和 6 年度（2024 年度）に満了することを受けて、昨今の脱炭素化や生物多様性の保全など、新たな世界的環境課題への対応などを踏まえて、カーボンニュートラルの実現や、地域での生物多様性の保全に向けた取組等を、市民、事業者と連携・協力して進めていくための、新たな「第 3 次刈谷市環境基本計画」（以後、本計画）を策定するものとししました。
- 第 2 次計画に比べてより高い環境目標の実現を目指し、市民・事業者との連携を強化していきます。

計画の位置づけ

- 本計画は、環境基本法及び生物多様性基本法に基づき、国、県の計画や戦略等に準拠した、本市の環境に関する総合的な計画として位置づけます。
- 生物多様性基本法第 13 条に基づく、刈谷市全域での生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「刈谷市生物多様性地域戦略」としても位置づけています。



計画の期間

- 令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）までの 10 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

環境の課題



課題① 低炭素化から【脱炭素化】へ

地球温暖化の緩和に向けて、活動で生じる温室効果ガス排出量の縮小を目指す「低炭素社会」の実現から、2050年に完全に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現に、大きく舵取りが変わりました。

国や県、市の脱炭素化に向けた目標を達成するためには、行政だけでなく、市民や事業者と連携して環境保全活動に取り組む必要があります。



課題② 安心安全で持続可能な【生活環境】の保全

本市では、市民や事業者が活発に活動し、まちの活力を生み出している一方で、それに伴う大気汚染や廃棄物処理の問題への対応が必要となっています。

市民の生活を守るため、大気・水辺環境などのモニタリング、適正な廃棄物処理体制の整備等を徹底するとともに、安心・安全で、きれいな住みやすい都市づくりを目指す必要があります。



課題③ 人と自然がつながり共生する【生物多様性】の保全

本市の市街化区域には、住宅、商業、工業等の建物が多く立地していますが、市街化区域外では、豊富な水資源と、肥沃な土壌を活かした農地が広がり、河川や農地において多様な生態系が形成されてきました。

近年では、既存の生態系を脅かす外来種が複数目撃されているものの、実態の把握や駆除が十分にできていないため、現状の把握を含め、生物多様性の保全に関する取組を進めることが重要です。



課題④ 市民や事業者と連携した【参加・協働】の環境の充実

上記に挙げた【脱炭素化】【生活環境】【生物多様性】の諸課題の改善に対して、行政への期待が高まる一方で、実際に施策を実施していくためには、市内で活動する市民や事業者の協力が必要不可欠です。

環境保全活動に取り組むことによる、市民の暮らしや経済活動における具体的なメリットを示すことで、市民や事業者の協働を推進することが重要です。

市民・事業者・行政の役割

市民

- 環境への関心を高めて、積極的に環境保全活動等に参加する
- 自分たちの暮らしの中で、できることから実践していく
- 市内で行われている事業者や行政の取組への協力に努める

事業者

- 環境経営に取り組むことのメリットを意識し、脱炭素化等に積極的に取り組む
- 行政の取組を理解し、事業者として連携できることに積極的に取り組む
- 社会貢献事業として環境活動に関わっていく

行政

- 市民が参加しやすい環境施策の実施
- 事業者と連携した環境施策の実施
- 市民や事業者との情報共有の推進
- 市民や事業者の参加・協議の推進

将来像と評価指標

市内で暮らし、活動し、環境保全に向けて取り組む市民・事業者・行政を「みんな」と表現し、未来の子ども世代、孫世代に、「人と自然が調和したまちを紡いでいく」という想いを込めて、本計画の環境将来像を設定しました。

環境
将来像

みんなで紡ぐ 人と自然が調和するまち かりや

方針
1

脱炭素化を目指す ～2050 年カーボンニュートラルに向けて～

2050 年カーボンニュートラルを目指し、市民・事業者・行政が連携して、地域の脱炭素化に取り組みます。
脱炭素化と地域や産業の活性化が両立できるよう、省エネ・再エネ機器の導入や脱炭素型ライフスタイルを推進します。

評価指標と目標値（2034 年度）

二酸化炭素排出量の
削減率（対 2013 年度比）

58.4 % 減

公共交通が利用しやすいと
感じる市民の割合

62.8 %



方針
2

生活環境を保全する ～安心安全な生活環境の確保～

公害問題についての継続的な調査や事業者との連携により、生活環境保全のための取組を推進します。
ごみの削減や 3R の推進について、市民や事業者に啓発を行うとともに、廃棄物の適正な処理体制の維持に努めます。

評価指標と目標値（2034 年度）

大気・水質・騒音等における
環境基準の達成状況

全項目達成

ごみの年間排出量

51,337 t/年

方針
3

刈谷市生物多様性地域戦略

生物多様性を保全する ～在来の生態系の未来への継承～

生物多様性を保全するために、動植物の生息・生育環境となる緑地やため池等の環境保全に努めます。
市民・事業者・行政のそれぞれが、身近な自然環境の保全活動に取り組めるよう、情報提供や活動の支援を行います。

評価指標と目標値（2034 年度）

施設緑地面積

260 ha

西三河生態系ネットワーク
協議会への参加団体数

8 団体



方針
4

みんなで育む ～パートナーシップによる将来像の実現～

市民・事業者・行政の各主体が、環境問題の重要性を理解し、取組に参加できるような情報提供や意識啓発、主体間の連携支援を行います。

評価指標と目標値（2034 年度）

環境配慮行動に心がけて
いる市民の割合

88.2 %

環境に関する講座や講演会
イベントの年間参加者数

2,000 人

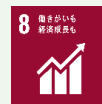
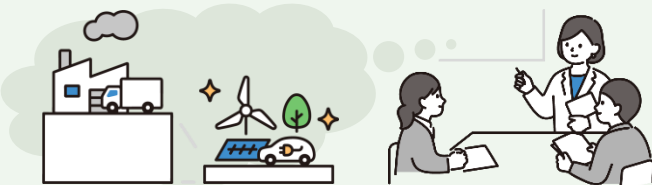


基本方針 1 脱炭素化を目指す



重点
施策

1-1 事業者の脱炭素化



取組方針	主な事業内容
A 事業者の環境性能の向上	① 事業用脱炭素促進設備導入費補助制度 ② 省エネルギー診断の啓発
B 事業者の環境経営の推進	③ 中小企業向けセミナー等の実施 ④ 新産業技術開発支援補助制度
C 公共施設の環境性能の向上	⑤ 公共施設における省エネルギー設備等の率先導入 ⑥ 公共施設の ZEB 化の推進

1-2 環境負荷の少ないまちづくりの推進



取組方針	主な事業内容
A 次世代自動車の普及促進	① 次世代自動車購入費等補助制度 ② 公用車の次世代自動車への更新 ③ 公共施設における EV・PHEV 充電スタンドの適切な管理
B 自動車に偏る移動手段の分散化	④ 公共交通の充実と利用促進 ⑤ 歩きやすい道路空間の整備 ⑥ 自転車の活用促進
C 脱炭素型ライフスタイルが実現できるまちづくりの推進	⑦ 省エネルギー住宅の普及・啓発 ⑧ 市街地再開発事業等の推進

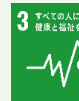
1-3 クリーンエネルギーの活用



取組方針	主な事業内容
A クリーンエネルギー活用のための基盤整備	① 公共施設への再生可能エネルギー由来の電力供給 ② 水素ステーションの周知・啓発
B 建物におけるクリーンエネルギー活用の推進	③ 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 ④ 公共施設における太陽光発電設備の率先導入

基本方針 2 生活環境を保全する

2-1 生活環境の状況把握・啓発



■ 取組方針

A 環境調査の継続的な実施

B 事業者と連携した環境保全への環境づくり

C 生活環境向上に向けた配慮意識の啓発

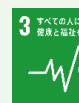
■ 主な事業内容

- ① 水道水の継続的な水質管理の実施
- ② 騒音・振動・悪臭の継続的な状況調査の実施
- ③ 大気・水質・土壌汚染等の継続的な状況調査の実施
- ④ 環境保全協定に基づく環境保全の推進
- ⑤ 事業者の自主的監視と市の指導による公害防止
- ⑥ 市民や事業者の生活環境の保全に関する意識向上に向けた啓発
- ⑦ 市民や事業者からの騒音・悪臭等の苦情申立に対する適切な対応

2-2 生活環境保全のための基盤整備



重点
施策



■ 取組方針

A 下水の適正処理

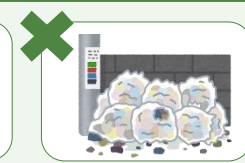
B 道路交通に伴う大気汚染・騒音・振動の抑制

C 災害後の早急な日常生活環境の復旧に向けた対応検討

■ 主な事業内容

- ① 下水道供用開始区域内における施設の適切な維持管理
- ② 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度
- ③ 渋滞解消に向けた道路基盤整備
- ④ 道路の適切な維持管理
- ⑤ 災害廃棄物処理計画の検証と必要に応じた見直し
- ⑥ 平時からの災害廃棄物処理方法の情報発信

2-3 3Rと適切なごみ処理の推進



■ 取組方針

A ごみ処理量の削減

B ごみの適正処理のための環境整備

C ごみの適正排出の推進

■ 主な事業内容

- ① 食品ロスの削減
- ② リサイクル対象製品の拡大検討
- ③ 廃食用油の再資源化
- ④ ごみ処理施設等の適切な維持管理
- ⑤ 資源回収奨励報償金制度
- ⑥ ごみの不法投棄や散乱の防止
- ⑦ 事業系ごみの適正排出の推進

基本方針 3 生物多様性を保全する



重点
施策

3-1 生態系の保全



取組方針	主な事業内容
A 生態系の保全に向けた実態把握や情報収集	① 在来種や外来種の把握と保護又は駆除活動等への適切な対応 ② 市内生態系の実態把握の促進
B 希少な動植物の保全・保護	③ 小堤西池のカキツバタ群落の保全活動 ④ 絶滅危惧種に関する情報発信
C 外来種対策の実施	⑤ 外来種に関する情報発信 ⑥ 外来種駆除活動の実施

3-2 緑地・水辺環境の保全



取組方針	主な事業内容
A 緑の拠点や軸としての公共空間整備	① 公園緑地やため池の整備・保全 ② 河川や道路の自然環境の維持管理
B 民有地・私有地の自然環境の保全	③ 民有地緑化補助制度 ④ 保存樹木等の適切な保全 ⑤ グリーンカーテンづくりの推進

3-3 農地の保全



取組方針	主な事業内容
A 生産緑地地区・農地の保全	① 生産緑地地区の適切な保全 ② 農用地区域の適切な保全 ③ 遊休農地の活用
B 農家の経営支援	④ 有害鳥獣の駆除 ⑤ 新規就農支援制度

基本方針 4 みんなで育む

4-1 市民への環境教育・啓発

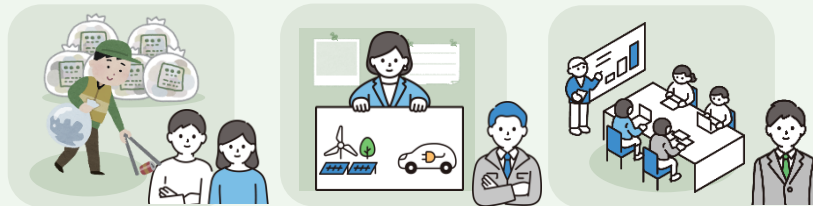


取組方針	主な事業内容
A 環境保全活動への市民参加の促進	① 環境講座や講演会の実施 ② イベント等における環境関係ブースの出展
B 将来を担う子どもたちへの環境教育・啓発	③ 小中学生向け環境学習プログラムの充実 ④ エコライフデーの取組推進
C 気候変動の影響に対する「適応策」の推進	⑤ 災害対策や市民への意識啓発 ⑥ 熱中症対策や市民への意識啓発 ⑦ 農作物への影響に関する情報発信

4-2 市民・事業者との連携



重点
施策



取組方針	主な事業内容
A 市民との協働による環境保全活動	① クリーンサポート刈谷の活動支援 ② 公園等愛護会の活動支援 ③ 河川愛護団体の活動支援
B 事業者との協働による環境保全活動	④ 事業者との協働による環境教育・イベントの実施 ⑤ かりや eco 事業所認定制度の推進
C 市民・事業者・行政が協議する場の設置	⑥ 環境関係の会議の開催

4-3 市町村を超えた連携



取組方針	主な事業内容
A 広域的な行政連携	① 西三河生態系ネットワーク協議会での連携した活動* ② 国や県の登録認証制度の情報収集・発信
B 広域的な事業者連携	③ 刈谷知立みらい電力（株）と連携した環境施策の実施 ④ 周辺市町村の環境関連施設を活用した環境教育の実施

*この事業は、刈谷市生物多様性地域戦略における取組としても位置づけています。

計画の推進

推進体制

- 本計画の進行管理を定期的、継続的に行うため、以下の推進体制で計画を着実に推進します。

環境審議会

- 学識経験者、事業者や各種団体の代表者、関係行政機関等で構成します。
- 環境基本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況、年次報告書等に関する審議を行います。

庁内会議

- 関係各課室で構成する庁内会議を組織します。
- 市が実施する施策の実施状況、目標の達成状況の評価を行い、庁内横断的な推進を図ります。

進行管理

- 計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Action）を行う PDCA サイクルにより計画を推進します。
- 計画の進捗状況について、評価指標の確認と評価を実施し、環境審議会、庁内会議において審議したうえで、以降の取組に反映し継続的な改善を図り、年次報告書により市民と事業者に公表します。



第3次刈谷市環境基本計画《概要版》

発 行：令和7年 月

発行者：刈谷市 / 編集：産業環境部 環境推進課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL：0566-62-1017（直通） FAX：0566-24-3481

URL：<https://www.city.kariya.lg.jp>

